

(参考)

「診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）（抄）」

別表第二

歯科診療報酬点数表

第 12 部 歯冠修復及び欠損補綴

通則

- 1 歯冠修復及び欠損補綴の費用は、特に規定する場合を除き、第 1 節の各区分の所定点数、第 2 節に掲げる医療機器等（削除）及び第 3 節に掲げる特定保険医療材料（別に厚生労働大臣が定める保険医療材料をいう。以下この部において同じ。）の所定点数を合算した点数により算定する。
- 2 歯冠修復の費用は、歯冠修復に付随して行った仮封、裏装及び隔壁の費用を含む。
- 3 第 12 部に掲げられていない歯冠修復及び欠損補綴であって特殊なものの費用は、第 12 部に掲げられている歯冠修復及び欠損補綴のうちで最も近似する歯冠修復及び欠損補綴の各区分の所定点数により算定する。
- 4 6 歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者に対して、第 12 部に掲げる歯冠修復及び欠損補綴を行った場合は、全身麻酔下で行った場合を除き、次に掲げる点数を、それぞれ当該歯冠修復及び欠損補綴の所定点数に加算する。ただし、通則第 6 号又は第 7 号に掲げる加算を算定する場合は、この限りでない。
 - イ 区分番号 M003（2 の口及びハに限る。）に掲げる印象採得、区分番号 M003—3 に掲げる咬合印象、区分番号 M006（2 の口に限る。）に掲げる咬合採得又は区分番号 M030 に掲げる有床義歯内面適合法を行った場合 所定点数の 100 分の 70 に相当する点数
 - ロ 歯冠修復及び欠損補綴（区分番号 M000 から M000—3 まで、M003（2 の口及びハに限る。）、M003—3、M006（2 の口に限る。）、M010 から M010—3 まで、M010—4（1 に限る。）、M011、M011—2、M015 から M015—3 まで、M017 から M021—2 まで、M021—3（2 に限る。）、M022、M023、M025 から M026 まで及び M030 を除く。）を行った場合 所定点数の 100 分の 50 に相当する点数
- 5 歯冠修復及び欠損補綴（てつ）料には、製作技工に要する費用及び製作管理に要する費用が含まれ、その割合は、製作技工に要する費用がおおむね 100 分の 70、製作管理に要する費用がおおむね 100 分の 30 である。
- 6 区分番号 C000 に掲げる歯科訪問診療料を算定する患者であって、同注 6 に規定する加算を算定しないものに対して、歯科訪問診療時に第 12 部に掲げる歯冠修復及び欠損補綴を行った場合は、次に掲げる点数を、それぞれ当該歯冠修復及び欠損補綴の所

定点数に加算する。

- イ 区分番号 M003（２のロ及びハに限る。）に掲げる印象採得、区分番号 M003—3 に掲げる咬合印象、区分番号 M006（２のロに限る。）に掲げる咬合採得又は区分番号 M030 に掲げる有床義歯内面適合法を行った場合 所定点数の 100 分の 70 に相当する点数
 - ロ 区分番号 M021—3（１に限る。）及び区分番号 M029 に掲げる有床義歯修理を行った場合所定点数の 100 分の 50 に相当する点数
- 7 区分番号 C000 に掲げる 歯科訪問診療料及び同注 6 に規定する加算を算定する患者に対して、歯科訪問診療時に第 12 部に掲げる 歯冠修復及び欠損補綴を行った場合は、次に掲げる点数を、それぞれ当該歯冠修復及び欠損補綴の所定点数に加算する。
- イ 区分番号 M003（２のロ及びハに限る。）に掲げる印象採得、区分番号 M003—3 に掲げる咬合印象、区分番号 M006（２のロに限る。）に掲げる咬合採得又は区分番号 M030 に掲げる有床義歯内面適合法を行った場合 所定点数の 100 分の 70 に相当する点数
 - ロ 歯冠修復及び欠損補綴（区分番号 M000 から M000—3 まで、M003（２のロ及びハに限る。）、M003—3、M006（２のロに限る。）、M010 から M010—3 まで、M010—4（１に限る。）、M011、M011—2、M015 から M015—3 まで、M017 から M021—2 まで、M021—3（２に限る。）、M022、M023、M025 から M026 まで及び M030 を除く。）を行った場合 所定点数の 100 分の 50 に相当する点数"
- 8 区分番号 M000—2 に掲げる クラウン・ブリッジ維持管理料について地方厚生局長等へ届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において、歯冠補綴物又はブリッジ(接着ブリッジを含む。以下同じ。)を製作し、当該補綴物を装着する場合の検査並びに歯冠修復及び欠損補綴の費用は、所定点数の 100 分の 70 に相当する点数により算定する。
- 9 歯冠修復及び欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為における歯肉圧排、歯肉整形、研磨、特定薬剤等の費用は、それぞれの点数に含まれ、別に算定できない。